

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、組合に勤務する職員で一般職の地方公務員（2ヶ月以内の期間を定めて雇用されるものを除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。ただし、休職者は定数外とする。

吏員	2人
その他の職員	11人
計	13人

2 求職者の復職により前項の定数に過員を生じた場合に限り、一時その現在数をもって定数とする。

第3条 前条第1項に規定する職員の定数の配分は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。